

議長	副議長	事務局長	次長	副課長兼 総務係長 事務取扱	議事調査 係長	書記
会 議 記 録						
会 議 の 名 称	全 員 協 議 会	場 所		全 員 協 議 会 室		
		担 当 職 員		船 越 文 江		
日 時	平成30年11月29日(木曜日)			開 議	午後1時00分	
				閉 議	午後1時16分	
出 席 議 員	議 員 21名(欠席:奥野議員、奥村議員)					
執 行 機 関 出 席 者						
事 務 局 出 席 者	片岡議会事務局長、山内議会事務局次長、鈴木議事調査係長、 山末主事、船越					
傍 聴	可・否	市民 0名、報道関係者 0名				

会 議 の 概 要

13:00

1 開 議

〔湊議長 開議〕

〔事務局長 日程説明、欠席者報告〕

2 議 題

○亀岡市子どもの権利条例(仮称)について

<湊議長>

亀岡市子どもの権利条例(仮称)については、所管である環境厚生常任委員会で約1年間取組んでいただいた。今議会12月14日に条例制定の議案を上程する予定で、全議員にご理解いただきたいと思います。これより、「亀岡市子どもの権利条例(仮称)について」平本環境厚生常任委員長から説明願うこととする。

〔平本環境厚生常任委員長 説明〕

〔質 疑〕

<福井議員>

総務文教常任委員会と環境厚生常任委員会の合同の意見交換会（協議会）を開催した経過があり、総務文教常任委員会として出席した感想であるが、委員会として確認がとれたのか。

<平本環境厚生常任委員長>

意見交換会をもとに大きく変わったところはないが、いただいた意見を十分踏まえた上で、今回、このような形で皆さんに説明させていただいているので、御配慮いただきたい。

<藤本議員>

11月20日にした意味は。

<平本環境厚生常任委員長>

児童の権利に関する条約が採択された日に合わせて11月20日に設定した。

<木曾議員>

財政上の措置について、これからのことも含めてどの程度理事者側と話が進んでいるのか。

<平本環境厚生常任委員長>

今後このような方向性で努めてほしいということ。現状説明はしづらい。

<木曾議員>

まず、理念を理解してもらって、次に財政措置ということを議会として要望していくということに理解したらよいのか。

<平本環境厚生常任委員長>

そのとおりである。

<西口議員>

全国的な普及率はどのようになっているのか。

<平本環境厚生常任委員長>

全国的な普及率はわからないが、京都府内では八幡市と今回議案が可決されれば亀岡市である。

<事務局長>

普及率はわからないが、少数であると思う。

<西口議員>

条例を制定して、広く普及させる方向でぜひとも進めてほしい。

<湊議長>

広めていくことは大事なことである。市長部局と相談してHP等に掲載してもらおう

ように働きかけをしてほしいと思う。

<平本環境厚生常任委員長>

啓発活動も大事であるので、今後は理事者側と調整していかなければならないと考えている。マスターベーションで終わらないように、広く広げるようお願いをしていきたいと思う。

3 その他

<湊議長>

事務局から何か連絡事項はあるか。

<事務局長>

この後、3時から第2回議員団研修会があるので、よろしく願いしたい。また、平成30年年末交通事故防止府民運動に係る街頭啓発活動について、12月3日は雨の予報なので、参加予定の議員については、当日判断が付きにくい場合は6時半以降に自治防災課（25-6788）にお問い合わせいただきたい。なお、12月10日については実施場所がJRの駅なので、雨天の場合でも実施予定であるので、よろしく願いしたい。

<湊議長>

この後の第2回議員団研修会について、よろしく願いしたい。以上で全員協議会を閉議する。

閉議 13:16